

国際金融

現状と
将来

梶山武雄 著

梶山武雄 著

東洋経済新報社



国 際 金 融

—現状と将来—

梶山武雄 著

東洋経済新報社

著 者 紹 介

昭和17年 九州帝大法文学部法科卒業。
現 在 市立北九州大学教授。
経済学博士。
専 攻 国際金融論。
主 著 『金の問題』春秋社, 1961年。
『国際通貨論』春秋社, 1965年。
『金の経済学』紀伊国屋書店, 1966年。
『国際金融と金の将来』東洋経済新報社, 1969年。
『金と円』日本関税協会, 1970年。
『現代国際通貨論』日本評論社, 1972年。
『国際通貨戦争』日本関税協会, 1973年。
現 住 所 北九州市小倉南区春ヶ丘5-31。

国際金融

昭和49年6月10日 第1刷発行

昭和50年12月10日 第3刷発行

著 者 かじやまたけ お 梶山武雄
発行者 宇梶洋司

発行所 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社

郵便番号 103 電話東京(270)代表4111 振替口座東京3-6518

© 1974 (検印省略) 落丁・乱丁本はお取替いたします。 3033-6617-5214
Printed in Japan

は し が き

今日、国際通貨は不安と混乱の中にあるが、各国は国際通貨制度改革を企図して試行錯誤を続けている。筆者はこれまで長年月にわたり通貨の基礎にある金の原点に帰り、金問題の解決なくして、国際通貨ないし通貨制度の問題の根本的解決はありえないことを主張してきた。

このような視角から、一九六九年に『国際金融と金の将来』を出版して以来通算七刷を重ねたが、その間にドルの金兌換停止、スミソニアン取決め、変動為替、IMF理事会の通貨改革案（一九七二年九月および一九七三年九月の理事会）など、国際通貨情勢は複雑多岐にわたってきわめて流動的かつダイナミックに動き続けている。

増刷の要請を機会に、今日的視点に立って、あらたに、国際通貨金融の焦点となっている国際通貨、為替レートのメカニズム、金とSDR、国際通貨投機、国際通貨制度改革の主要提案などについて分析して『国際金融——現状と将来——』と題して世に問うことにした。

本書の刊行を積極的におすすめぐださった東洋経済新報社の杉山昭氏、黒野幸春氏その他出版局の

方々に心より御礼申しあげたい。筆者の浅学と執筆期間の短期間のために幾多の不備な点があると思われるが、その点同学諸賢の御叱正を賜わらば幸せである。

本書が、目下暗中模索中の国際通貨改革のために一条の光明の役割でも果たすことができれば望外の幸せである。

一九七四年一月

春ヶ丘にて

梶山武雄

目次

はしがき

第一章 若干の基本概念 一

——国際通貨・金融の理解のために——

第二章 国際通貨 二五

第一節 国際通貨とはなにか 三五

第二節 国際通貨の論争点 二九

第三節 現代のポンド 三六

第四節 ドル 三三

第五節 円 七一

第三章 為替レートのメカニズム……………九二

第一節 プロローグ……………九二

第二節 変動為替の主張……………九三

第三節 変動為替に対する反対論……………九六

第四節 固定為替か変動為替か……………一〇六

第五節 固定為替相場の論理……………一二三

第六節 変動為替相場の今後……………一二三

第四章 準備資産の地位と役割……………一二

第一節 金……………一二

第二節 S D R……………一三

第五章 国際通貨投機論……………一六

第一節 プロローグ……………一六

第二節 ユーロ・ダラーを中心として……………一六

第三節 投機対策……………二〇

第六章	国際通貨制度改革論	………	三三
第一節	国際通貨制度改革の諸提案	………	三三
第二節	国際通貨制度改革の提案（梶山私案）	………	三三
索引			（巻末）

第一章 若干の基本概念

——国際通貨・金融の理解のために——

——本章では、一般に難解といわれている国際通貨・金融問題の理解のために、若干の基本概念を必要最小限度ピックアップ・アップして解説することにした。

なお、本章は通貨・金融の専門家でない読者をとくに対象としたものである——

一 金本位制度

金をあらゆる商品の共通の価値尺度とし、したがってまたその一定重量が価格の尺度標準として機能する制度が金本位制度である。

イギリスにおいて一八一六年五月に新しく金本位法(Gold Standard Act of 1816)が制定されて、金本位制度が法的に確立された。

国際経済社会において中心的立場にあったイギリスが金本位制度を確立したことにより、その後一

〇〇年以内に世界の主要国はあいついで金本位制度を確立することになった。たとえば、一八六〇年スイス、一八七一年ドイツおよびカナダ、一八七三年アメリカ（ただし金本位法の公布は一九〇〇年）、デンマーク、スウェーデン、一八七六年フランス、ベルギー（ただし両国とも事実上は跛行金本位）、一八九七年ロシア、日本（明治三〇年の貨幣法の制定によって確立）、などとなっている。

金本位制度の形態には金貨本位、金地金本位、金為替本位の三形態がある。金貨本位 (gold coin standard) というのは金貨が鑄造されて流通し、銀行券が発行されると、それは法定平価で自由に金貨と兌換することができた。金貨の鑄造も溶解も自由であり、金貨と金地金との関係はきわめて密接不可分であった。

金地金本位 (gold bullion standard) は貨幣用金が中央銀行に集中されて一般に金貨の流通をみることなく、中央銀行は銀行券に対して金貨を兌換する義務をもつことなく、金地金による兌換を法律によって規定したものである。一九二五年のイギリスの金本位条例 (Gold Standard Act of 1925) にもとづく第一次大戦後のイギリスの金本位制度はその好例である。

金為替本位制度 (gold exchange standard) は、中央銀行が金と兌換することのできる外国為替を準備として保有し、兌換請求に対しては、金貨や金地金のかわりに金為替を引き渡すことを規定したものである。第一次大戦後ドイツ、イタリア、ベルギー、スイス、ルーマニア、オーストリア、フィンランドなど多くの国はかかる金為替本位制度を採用した。もっとも大戦前にも、ニュアンスの相

違はあるが、インドやロシアやフィリピンなどで採用されていた。

二 ブレトン・ウッズ体制

一九三〇年代の国際通貨戦争による通貨混乱によって悩みぬいた各国は、大戦後の経済の復興と安定そして成長発展のためには、為替安定による短期安定と融資による長期発展こそ不可欠であるという立場から、一九四四年七月に連合国の会議がアメリカのニューハンプシャー州のブレトン・ウッズで開催された。その結果、IMF（国際通貨基金 International Monetary Fund）とIBRD（国際復興開発銀行 International Bank for Reconstruction and Development）が設定された。そしてこの二つの機関を中心として第二次大戦後の国際通貨金融が運営されてきたわけである。

このうち、戦後の通貨体制の主軸となったIMFはホワイト案（戦後の国際経済の復興とその発展のためには緊密な国際協調が必要であり、これは国際通貨協力によって果たしうる。このため国際為替安定基金——加盟国の出資によって構成され、取引単位は純金一三七グレイン七分の一に等しいユニットとする——の設置を提案。そしてこの資金の中から必要に応じて加盟国に對外支払いに必要な短期資金を提供しようという案）を中心とし、これにケインズ案（国際清算同盟という一元的な為替清算機関を設定し、金によって価値の定められるバンコールとよぶ国際銀行通貨を設け、国際取引の結果生じた債権債務をこのバンコールによって清算しようという案）を加味して設立された。

IMFの目的を要約するとつぎのとおりである。

- (1) 恒久的な施設を通じて国際通貨協調の促進を図る。
 - (2) 国際取引の均衡発展を通じて、すべての加盟国の雇用水準および所得水準の高度化を促進させる。
 - (3) 為替の安定を促進し、各国間の秩序のある為替契約を維持して、競争的な為替切下げを防止する。
 - (4) 經常取引に関して多角的決済方式を確立し、外国為替制限を撤廃する。
 - (5) 基金の資金を有効に活用することによって、国内および国際的繁栄を破壊するような措置をとることなしに、国際収支の不均衡を是正する機会を与える。
 - (6) 各加盟国の国際収支の不均衡の持続期間を短縮し、その程度を軽くする。
- しかし、かかるIMF体制は、基軸通貨ドルの金兌換停止——その信認の喪失とともに、事実上崩壊し、いまや新しい国際通貨機構をもとめて暗中模索の過程にある。

三 スミソニアン体制

一九七一年八月アメリカがドルの金兌換停止を行なうて後、世界は変動為替に突入し、通貨動揺と混乱がつづいた。主要国間のたびたびの交渉、会議の結果、同年一月一八日ワシントンのスミソニ

アン博物館において、日本、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、スウェーデン、カナダなど一〇ヵ国の蔵相・中央銀行総裁が合意した通貨平価の多角的調整による国際通貨体制のことをスミソニアン体制といっている。

それによると、各国政府の希望によって平価 (par values) もしくはセントラル・レートの形で発表することになった。なお、長期的な通貨制度の改革についての合意が成立するまでの間、為替変動幅を新為替相場の上下それぞれ二・二五%とすることも合意がみられた。

また、アメリカは、一連の短期的な関連措置が議会で審議できる態勢になりしだい、アメリカ・ドルを金一オンスあたり三八ドルに切り下げる（金価格の八・五七%引上げ）ための適当な措置を議会に提案することに同意した。

これとともに、アメリカは輸入課徴金を撤廃すること、長期的な国際通貨制度の改革に取り組むことで合意がみられた。

なお、わが国はスミソニアンの合意によって対ドル・レートを一六・八八%切り上げて、中心レートを一ドル三〇八円とした。二・二五%の変動幅によると円の上限は三〇一円七銭、下限は三一四円九三銭である。

主要国の対ドル切上げ率と新中心レートは以下のとおりである（一ドルあたり各通貨、ただしポンドのみは一ポンドあたりドルを示す）。

通貨名	新中心レート	対ドル切上げ率
日本・円	三〇八	一六・八八%
西ドイツ・マルク	三・二二二五	一三・五八"
オランダ・ギルダー	三・二四四七〇	一一・五七"
ベルギー・フラン	四四・八一五九	一一・五七"
イギリス・ポンド	二・六〇五七一	八・五七"
フランス・フラン	五・一一五七	八・五七"
スウェーデン・クローネ	四・八一二九〇	七・四九"
イタリア・リラ	五八一・五〇	七・四八"

ところで、このようなスミソニアン取決めは、厳密に言えば体制というようなものではなく、金兌換を停止したままで、その他の準備資産との交換性もない、基軸通貨としての資格を喪失しているドルを中心とした多角的調整であったから、近い将来に崩壊が懸念された見せかけの通貨体制にすぎなかったのである。

四 為替安定資金

浮動的な国際短期資金の移動や投機業者の攪乱的活動によって引き起こされる為替の不当な変動を

防止するという目的をもって設立されたのが、為替安定資金 (Exchange Stabilization Fund) ないし為替平衡資金 (Exchange Equalization Fund) である。

その後かかる安定資金はさらに進んで、季節的変動の調節にもり出して、安定的な為替水準の確立をできるだけ実現しようとするにいたった。

安定資金ないし平衡資金の形成には二つの方式がある。すなわち、一つは政府が証券を発行して、これを中央銀行または市中銀行に売却することによって形成される。イギリスやオランダの為替平衡資金はこれに属している。他の一つは、通貨当局保有の金を再評価し、その評価益をもって形成されるもので、アメリカ、フランス、スイスなどの安定資金はこの範疇に属している。

なお、このような為替安定資金によって、為替相場の安定化を目指した方法に対して、ドイツや東ヨーロッパ諸国は為替の直接統制手段としての為替管理を採用して、投機的あるいは季節的変動による為替相場の動揺に対処しようとした。

たとえば、自由金本位制度が崩壊した動乱と不安の一九三〇年代は為替安定資金の活躍した時期であるが、イギリスの為替平衡勘定はその代表的存在であったといつてよい。

為替平衡勘定は一九三二年六月、イギリスの財政法 (Finance Act) によって設立され、当初一億七五〇〇万ポンド（一億五〇〇〇万ポンドの大蔵省証券と旧ドル為替準備金の残額二五〇〇万ポンドとの合計）をもってスタートした。しかし、投機筋の暗躍を押えて資金を有効かつ弾力的に活用

してゆくためには、資金が不十分なため、一九三七年までに二回増額され、結局五億七〇〇〇万ポンドとなった。

このように、平衡勘定の資金源が大蔵省証券であることは、金の評価益金より構成される場合とは逆に、自国為替価値の騰貴を防ぐのには有利であるが、為替価値の低下を阻止する場合には不便である。

要するに、平衡勘定は外貨の流入に対しては、大蔵省証券を売却することによるポンドの売りをもつて応じ、その価値の騰貴を阻止し、同時に外貨流入が自国の貨幣金融市場に与える影響を避け、反対に外貨流出の場合には、その所有する外貨ないし金を売却して大蔵省証券を買い戻してポンド価値の下落を阻止すると同時に、流出が国内貨幣金融市場に与える影響を防止するのに役立ったのである。

ところで、アメリカの安定資金の場合は、同国の国際収支は受取超過を常態としたため、必然的にドルの売却と金輸入が普通となり、その目的はもっぱらドルの為替価値の騰貴を抑制してその安定を図ったのである。

さて、第二次大戦後は、各国が多く為替管理を実施するにいたったために、為替安定資金はその本来の機能を停止するようになった。戦後は、一九三〇年代のような、各国に重点をおいた個々の安定資金の意味はおおいに希薄となり、国際協調の路線に沿った国際安定基金が要請されるにいたった。

国際通貨基金（IMF）はこのような要請に応えんとして設立されたものといえよう。

いまや、戦後約三〇年、開放経済下に入った今日、為替安定資金は国際通貨金融協力のもとに各国の為替安定にのり出し、将来予想される国際的一元的安定資金との有機的一体化に発展しなければならないであろう。

五 二〇カ国委員会

これは、一九七二年九月の第二七回IMF総会で発足した新国際通貨制度確立のためのIMFの機関である。正式名は「国際通貨制度の改革および関連する問題に関する総務委員会」であり、一般にC 20と呼ばれている。

構成メンバーは、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、日本、カナダ、スウェーデン、インド、インドネシア、オーストラリア、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、イラク、エチオピア、モロッコ、ザイラからなっている。

従来のG 10（一〇カ国蔵相会議）が世界各国の利益を正當に代表すると言いがたいという認識と、発展途上国グループの国際通貨制度改革への強い参画要求によってIMF理事会の合意となったものである。

国際通貨制度の改革は、現在および将来の国際貿易、資本移動、国際投資、開発援助などに関する